

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 17 日

指定確認検査機関（国土交通大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築安全調査室 課長補佐 大槻 泰士

建築確認手続き等における電子申請の実施にあたって（情報提供）

建築行政の推進については、日頃よりご協力を賜り感謝いたします。

指定確認検査機関（以下「機関」という。）が、建築確認手続き等において、電子申請での対応を開始しようとする場合には、平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」で通知しましたとおり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 27 の規定による確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定め、事前に国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

この度、電子申請の実施に関し、確認検査業務規程に標準的に定めるべき事項を取りまとめた「確認検査業務規程のサンプル」（別添 1）が、日本建築行政会議指定機関部会により作成され、国土交通省に提供がありました。貴機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始するにあたって、確認検査業務規程の変更の申請をする際に、本サンプルは参考となりますのでお知らせいたします。

また、電子申請等の実施に関して標準的な指針を示す「建築確認検査電子申請等ガイドライン」（別添 2）が、（一財）建築行政情報センターにより作成され、同センターのウェブサイト公表されました。貴機関が電子申請を使用した業務を運用する際に、本ガイドラインは参考となりますので、あわせてお知らせいたします。

（別添）

1. 日本建築行政会議指定機関部会「確認検査業務規程のサンプル」
2. （一財）建築行政情報センター「建築確認検査電子申請等ガイドライン」

（注） 別添資料の内容に関する問い合わせは、それぞれの作成元にしていただくようお願いいたします。